

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	18-2
処分の種類	指定介護機関の指定取消			
根拠法令条例等・条項	生活保護法第54条の2第4項			
処分の概要	指定介護機関が、生活保護法第54条の2第4項の規定により準用する第51条第2項各号に該当するとき、指定を取り消し、又は期間を定めて指定の効力を停止する決定			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽されているため) 【参考】生活保護法第51条第2項第1号～第10号(「指定医療機関」を「指定介護機関」に読み替え)			
基準の制定根拠	—			